

(り災証明書について)

- この証明は、災害救助の一環として、応急的一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。
※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。
- 「り災程度」は「居住する住宅」(「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官通知)を対象とし判定します。
※住宅に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象となりません。
- 建物の被害が軽微であると思われる場合には、「被害状況が確認できる写真」により、窓口で職員とともに「住家被害認定調査表」を基に判定し、「一部破損(半壊に至らない)」の判定となった場合には、実地調査を省略して「り災証明書」を発行することができます。
- 集合住宅等の場合、1棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。
- 「り災程度」は住宅を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。
※表面に現れない被害(例:地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。
- この証明は、原則として1世帯1枚の発行となりますので大切に保管してください。
※原則として再発行はいたしませんので、必要な場合はコピー等で対応願います。